

平成30年度 指導監査結果

法人名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
(福) あゆみの会	実地監査	1. 貸借対照表及び固定資産台帳に計上されている固定資産のうち、過年度に除却されているにも関わらず、当該除却に係る会計処理が漏れており、一部の資産が過大に計上されている。 経理規程第56条に基づいた固定資産実査を実施し、正確な現在高を把握した上で、平成30年3月期における貸借対照表及び固定資産台帳を修正すること。	1. 経理規程第56条に基づいて、過年度に除却手続きをし忘れていた一部の資産をもう一度見直し、固定資産台帳から除却した。
(福) 大倭安宿苑	実地監査	1. 賞与引当金について、現在は金額的影響額が僅少であること等を理由に計上していない。しかしながら、過去の支給実績及び翌年度の予算を参考にすれば、その計上額は相当程度になるものと考えられ、計算書類に与える影響は僅少であるとは言いがたい。賞与引当金計上の要否につき、再度検討を行うこと。 【社会福祉法人会計基準 第5条第2項第1号】	1. 今年度末(決算処理)に計上する。
(福) 希望の会	実地監査	1. 定款の内容、役員等報酬基準、役員等名簿が、法人ホームページで公表されていない。については、適正に公表すること。【社会福祉法第59条の2第1項】 2. 理事の宣誓書において、暴力団員等の反社会勢力に属する者でないことを確認していなかった。加えて、理事、監事、評議員の選任手続において、各理事及び役員と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないかを確認していなかった。については、宣誓書等により確認を行うこと。 【指導監査ガイドラインI-3(1)2、I-4(3)1、I-5(2)2】	1. 現在、ホームページにて公表している。昨年まで会計情報を掲載していた場所に左記内容を掲載した。 2. 再度確認の為、理事の宣誓書の提出を行った。宣誓書に左記内容を記載の上、証明していた。
(福) 近畿福音ルーテル福祉会	実地監査	1. 理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準が作成されていない。現に報酬が支払われているため、至急整備し、評議員会の承認を受けること。【社会福祉法第45条の3第1項及び第2項】 2. 定款において、評議員の報酬を「無報酬」とする旨が定められているが、現に評議員に対し報酬が支払われていた。実態に即して定款を変更し、奈良市に対し定款変更の手続を行うこと。 【指導監査ガイドラインI-8(2)-1】 3. 評議員会の議事録に「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」が記載されていない。については、適正に記載すること。【社会福祉法施行規則第2条の15第3項】 4. 平成30年5月29日に開催された理事会の議事録が作成されていない。至急作成するとともに、今後理事会が開催された際には、終了後速やかに議事録を作成すること。【社会福祉法第45条の14第6項】 5. 理事会の議事録については、定款により出席した理事及び監事の記名押印が必要とされているが、議事録を確認したところ、議長及び議事録署名人2名が署名捺印していた。今後は、社会福祉法及び定款の規定に則り、出席した理事及び監事が議事録に記名押印すること。【社会福祉法第45条の14第6項】【定款第30条第2項】 6. 評議員会の招集が電話で行われていた。今後は、評議員会の1週間前までに以下の事項について、評議員に書面又は電磁的方法(電子メール等)により通知すること。【社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び第182条、社会福祉法施行規則第2条の12】 ・評議員会の日時及び場所 ・評議員会の目的である事項がある場合には当該事項 ・評議員会の目的である事項に係る議案	1. 役員報酬規程を整備し、評議員会の承認を受ける。 2. 左記の指摘通り、定款を変更し、評議員会の承認を得て、定款変更の手続きを行う。すなわち、評議員に対し報酬が支払われているので、実態に即して定款を変更する。 3. 評議員会の議事録に、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を適正に記載する。 4. 平成30年5月29日に開催された理事会の議事録を至急作成する。今後の理事会議事録も速やかに作成する。 5. 今後、理事会の議事録につき、社会福祉法及び定款の規定に則り、出席理事及び監事が議事録に記名押印する。 6. 評議員会には、一週間前までの招集通知なしで連絡する旨、評議員の同意の上開催し、その旨を評議員会の議事録に記載する。
		7. 役員及び評議員の選任手続において、各評議員又は各役員(監事については各役員のみ)と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか、暴力団員等の反社会的勢力に属する者でないかを法人として確認している資料がなかった。については、履歴書、誓約書等により確認すること。本市に改善報告書を提出する際には、役員及び評議員から提出を受けた誓約書の写しを添付すること。【指導監査ガイドラインI-3(1)-2(評議員)】【指導監査ガイドラインI-4(3)-1(理事)】【指導監査ガイドラインI-5(2)-2(監事)】	7. 役員及び評議員の誓約書において、特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか、暴力団員等の反社会的勢力に属する者でないか、の点につき、改めて役員・監事・評議員に宣誓書を提出していただく。

平成30年度 指導監査結果

法人名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
(福) 近畿福音ルーテル福祉会	実地監査	<p>8. 理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出する際は、監事の過半数の同意を得たことを記録しなければならないが、議事録等において過半数の同意を得たことが確認できなかった。ついで、監事による同意書の作成又は議事録への記載により、適正に措置すること。【社会福祉法第43条第3項で準用する一般法人法第72条第1項】</p>	<p>8. 理事会の監事の選任を行う際、監事の過半数の同意を得た旨、議事録に記載する。</p>
		<p>9. 定款の内容、役員等報酬基準、役員等名簿が、法人ホームページで公表されていなかった。ついで、定款の内容及び役員等名簿については速やかに公表し、役員等報酬基準については評議員会の承認を受けた後に適正に公表すること。【社会福祉法第59条の2第1項】</p>	<p>9. 定款の内容、役員等報酬基準、役員等名簿を法人本部の置かれている奈良ルーテル保育園のホームページに公表する。</p>
		<p>10. 評議員会を招集する場合において、評議員会の日時、場所、評議員会の目的である事項があるときは、当該事項、評議員会の目的である事項に係る議案の概要について理事会の決議により定めなければならない。しかしながら、議事録を確認したところ、決議を得ていることが確認できなかったため、今後は、適正に決議を得るとともに、その旨を議事録に記載すること。【社会福祉法第45条の9第10項で準用する一般法人法第181条】</p>	<p>10. 評議員会を招集する場合、評議員会の日時、場所、評議員会の目的である事項があるときは当該事項、またそれに係る議案の概要について理事会で決議し、その旨議事録に記載する。</p>
		<p>11. 平成29年度及び平成30年度の予算案について、当該会計年度開始後に評議員会の承認を受けていた。今後は、定款に従い、毎会計年度開始の日の前日までに理事会の決議を経て評議員会の承認を受けること。【指導監査ガイドライン3(3)-3】【定款第34条第1項】</p>	<p>11. 今後、予算案につき、当該会計年度開始前に電子メール等で評議員会の承認を受けることとする。その際、評議員の同意を得て、承認を得ることを議事録に記載する。</p>
		<p>12. 平成29年度の補正予算案について、評議員会の承認を受けていなかった。今後は、定款に従い、適正に承認を受けること。【指導監査ガイドライン3(3)-3】【定款第34条第1項】</p>	<p>12. 上記11に記載のように、補正予算案についても電子メール等で評議員会の承認を得ることとする。その際、評議員の同意を得て、承認を得たことを議事録に記載する。(尚、評議員の同意は、今後いかなる通知にも一週間前の通知なしでの同意であったことを議事録に記載する。)</p>
(福) 晃宝会	実地監査	<p>1. 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得たことが確認できなかった。理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するにあたり監事の過半数の同意を得ていることを、同意書や理事会議事録への記載等により明らかにすること。【社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項】【指導監査ガイドラインIの5(2)1】</p>	<p>1. 今後は、理事会が監事の選任に関する議案を、評議員会に提出する同意書や、理事会議事録の記載により、監事の過半数の同意を得ていることを明らかにする。</p>
(福) 史明会	実地監査	<p>1. 評議員会の招集通知に、①評議員会の目的である事項がある場合は当該事項、②評議員会の目的である事項に係る議案の概要を記載すること。【社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び第182条】</p>	<p>1. 今後、評議員会の招集通知に、評議員会の目的の事項や議案の概要を示して開催案内を行う。次回平成30年12月14日に開催予定の評議員会招集通知に、目的である事項に係る議案として定款の変更、役員等の報酬に関する規程、評議員の報酬に関する規程の制定など概要を示し招集する。</p>
<p>2. 理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出する際は、監事の過半数の同意を得たことを記録しなければならないが、議事録等において過半数の同意を得たことが確認できなかった。ついで、監事による同意書を作成する又は議事録へ記載する等、適正に措置すること。【社会福祉法第43条第3項で準用する一般法人法第72条第1項】</p>		<p>2. 新監事の選任にあたり、現監事による同意を得ることが必要であることから、同意書による同意を得た。</p>	
<p>3. 理事長は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、理事会において職務の執行状況について報告することとされているが、平成29年度に確認できた報告は、1回であった。ついで、定款に則り、適正に報告すること。【社会福祉法第45条の16第3項】</p>		<p>3. 理事会による理事長の職務の監督の実効性を確保するために、今後、理事長の職務の執行状況について、定款に則り4ヶ月を超える間隔で、理事会を2回以上開催し、自己の職務の義務の執行について報告を行う。次回開催は、12月4日に開催し、補正予算、生活介護施設建設計画、パリエイワークス請負変更契約、運営規程や就業規則の改正等を報告する。</p>	
		<p>4. 役員(監事1名を除く。)及び評議員が、各評議員又は各役員(監事については各役員のみ)と特殊の関係にないか、また、暴力団員等の反社会的勢力に属する者でないかを法人として確認している資料がなかった。ついで、履歴書、宣誓書等により確認すること。また、宣誓書における欠格事由の条文的記載が誤っていたので訂正すること。本市に改善報告書を提出する際には、宣誓書の写しを添付すること。【指導監査ガイドラインI-3(1)の2(評議員)】【指導監査ガイドラインI-4(3)の1(理事)】【指導監査ガイドラインI-5(2)の2】</p>	<p>4. 役員(監事1名を除く。)及び評議員が、各役員又は各評議員と特殊な関係にないか、又、暴力団員等の反社会的勢力に属する者でないかを確認できる資料を残す必要があるため、宣誓書を本人より徴取した。</p>

平成30年度 指導監査結果

法人名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
(福) 史明会	実地監査	<p>5. 定款に規定している法人の基本財産に係る以下の事項について、登記の内容に合致していなかった。ついては、理事会及び評議員会に諮る等の必要な手続きを経て、本市に定款変更認可申請を行うこと。 (1) 奈良市七条西町2丁目928番(土地)の敷地面積 (2) 奈良市七条西町2丁目928番(建物)の延べ面積 【社会福祉法第31条の1】</p>	<p>5. 定款に規定している奈良市七条西町2丁目928番地の土地及び建物の面積を、登記の内容と整合性を図るため、理事会(平成30年12月1日)及び評議員会(平成30年12月14日)の2/3以上の議決を得る手続きを経て、奈良市に定款変更認可申請を行う。</p>
		<p>6. 理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準について、評議員会の承認を受けていることが議事録から確認できなかった。次回の評議員会に諮り、承認を受けること。【社会福祉法第45条の35第2項】</p>	<p>6. 理事、監事及び評議員の報酬等支給基準について、定款に明記しているが、別途支給基準について、次回開催予定(平成30年12月14日)の評議員会に諮り、承認を受け、議事録に記録する。</p>
		<p>7. 平成29年8月に185百万円、平成30年1月に185百万円を民間金融機関から借り入れているが、この2件の借入れについて、理事会で議決されたことが議事録において確認できなかった。多額の借財を行う際は、理事会での議決が必要であることから、法令等に基づき、適正に処理されたい。 【社会福祉法第45条の13第4項2号】</p>	<p>7. 平成29年8月に185,000,000円、平成30年1月に185,000,000円を、バリエ建設の為、民間金融機関から借入を行っており、議事録で確認できなかったことから、次期理事会(平成30年12月1日)に報告し承認を得て議事録に記載する。</p>
(福) 成美学寮	実地監査	<p>1. 理事・監事・評議員の選任手続において、候補者に対して欠格事由に該当しないこと、各理事・監事・評議員と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか、暴力団員等の反社会的勢力に属する者でないことが確認されていなかった。選任手続の際には、誓約書等で適格性を確認すること。なお、改善報告として、誓約書等の写しを奈良市に提出すること。【指導監査ガイドラインI-3(1)の2、I-4(3)の1、I-5(2)の2】</p>	<p>1. 確認書を作成し、各役員及び各評議員に捺印してもらう。</p>
		<p>2. 評議員会を招集する場合は、評議員会の日程のほかに①評議員会の時間及び場所、②評議員会の目的である事項がある場合は当該事項、③評議員会の目的である事項に係る議案の概要について理事会の決議により定めること。【社会福祉法第45条の9第10項で準用する一般法人法第181条】</p>	<p>2. 指摘の通り改善する。</p>
		<p>3. 評議員会の議事録に「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」を記載すること。【社会福祉法施行規則第2条の15第3項】</p>	<p>3. 指摘の通り改善する。</p>
		<p>4. 理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出する際は、監事の過半数の同意を得ること。なお、その記録方法は、各監事ごとに作成した同意書や監事の連名による同意書の他、監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録(当該議案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印があるものに限る。)でも差し支えないこと。【社会福祉法第43条第3項で準用する一般法人法第72条第1項】</p>	<p>4. 指摘の通り改善する。</p>
		<p>5. 理事長は、理事会において毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上職務の執行状況について報告することとされているが、平成29年度の理事会において確認できた報告は1回のみであった。今後は、定款に則り、理事会において適正に職務の執行状況について報告すること。【社会福祉法第45条の16第3項】</p>	<p>5. 指摘の通り改善する。</p>
(福) 成美学寮	実地監査	<p>6. 財務諸表等電子開示システムを通じて奈良市へ提出した平成29年度計算書類について、下記の誤りが確認されている。訂正の上、再度提出すること。 (1) 法人単位資金収支計算書(第1号第1様式)における予算欄の記載漏れ (2) 法人単位貸借対照表(第3号第1様式)における土地及び建物の当年度末残高誤り (3) 注記における「固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」の項目漏れ (4) 社会福祉充実残額の算定誤り</p>	<p>6. すでに、福祉政策課に再提出した。</p>
		<p>1. 理事長は、理事会において毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上職務の執行状況について報告することとされているが、平成29年5月の理事会で実施されて以降、議事録において実施が確認できなかった。ついては、適正に実施し、議事録に記載すること。【社会福祉法第45条の16第3項】</p>	<p>1. 来年度以降は適正に実施し、議事録に記載する。</p>

平成30年度 指導監査結果

法人名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
(福) 奈良愛育会	実地監査	<p>2. 役員及び評議員の選任手続において、候補者に対して欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員（監事については各役員のみ）と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか、暴力団員等の反社会的勢力に属する者でないかを法人として確認している資料がなかった。ついては、履歴書、誓約書等により確認すること。本市に改善報告書を提出する際には、役員及び評議員から提出を受けた誓約書の写しを添付すること。【指導監査ガイドラインI-3（1）の2（評議員）】【指導監査ガイドラインI-4（3）の1（理事）】【指導監査ガイドラインI-5（2）の2（監事）】</p>	<p>2. 全評議員・理事・監事について、欠格事由非該当であること、各役員及び評議員と親族等特殊関係にないこと、暴力団等反社会的勢力の成員でないことを誓約していただく誓約書を作成した。</p>
		<p>3. 評議員会の招集が電話で行われていた。今後は、評議員会の1週間前までに以下の事項について、評議員に書面又は電磁的方法（電子メール等）により通知すること。【社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び第182条、社会福祉法施行規則第2条の12】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評議員会の日時及び場所 ・評議員会の目的である事項がある場合には当該事項 ・評議員会の目的である事項に係る議案 	<p>3. 次回以降の評議員会の招集は適正な方法で行う。</p>
		<p>4. 過年度に他法人から借り入れた223,800千円（平成30年3月31日時点の残高は167,050千円）の借入金については、借入当時の契約書が無く、借入れの目的や経緯が確認できる書類が無い。また、返済計画を関したところ、年返済額は3,750千円とされており、完済まで60年かかる計画となっている。加えて、返済の財源は毎期理事からの寄付金で賄っており、実質的には理事個人が借入当事者となっている状況に等しい。このような不明瞭な借入金を計上することによって、法人全体として債務超過に陥ってしまっていることから、早期に①借入の経緯、②借入の目的を明らかにし、債務超過を解消する計画を立てること。なお、当該借入金の目的が基本財産の取得や増築等の財源確保ということであれば、返済に充当している理事からの寄付金は、基本金（第2号）に該当することになる。従って、借入の目的によっては、毎期理事から収受している3,750千円の寄付金は、基本金に組入れる必要があることに留意すること。【社会福祉法人会計基準注解（注12）】</p>	<p>4. 今期より施設資金から返済することになった。</p>
		<p>5. 平成29年度の計算書類について、以下の誤りが確認されているため、平成30年度以降の計算書類においては適切に処理を行うこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業活動計算書において、サービス活動増減の部に計上すべき国庫補助金等特別積立金取崩額が特別増減の部に計上されている。 (2) 貸借対照表において、流動負債に計上されるべき1年以内返済予定長期借入金が、固定負債に計上されている。 (3) 貸借対照表において、賞与引当金の計上が漏れている。 (4) 注記における「7.基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩」の記載内容が誤っている。 	<p>5.</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 国庫補助金等特別積立金取崩額の計上誤りについては、指摘の通り訂正する。 (2) 指摘の通り訂正する。 (3) 賞与引当金については今期末で計上する。 (4) 訂正する。
		(福) 奈良市 社会福祉協議会	実地監査
<p>2. 賞与引当金について、現在は金額的影響額が僅少であることを理由に計上していない。しかしながら、過去の支給実績及び翌年度の予算を参考にすれば、その計上額は相当程度になるものと考えられ、計算書類に与える影響は僅少であるとは言いがたい。賞与引当金計上の要否を再度検討し、平成30年度以降の計算書類においては適切に処理を行うこと。また検討の結果、当該引当金の計上は不要であると判断した場合は、その合理的な理由を示すこと。【社会福祉法人会計基準 第5条第2項第1号】</p>	<p>2. 賞与引当金計上の要否を再検討した結果、計算書類における金銭的影響は僅少ではないと判断し、平成30年度計算書類より賞与引当金の計上を行う。</p>		

平成30年度 指導監査結果

法人名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
		<p>3. 平成29年中に締結した随意契約のうち、100万円以上の契約にもかかわらず契約書が作成されていない契約、及び見積合わせが実施できていない契約が見受けられた。今後は、経理規程第77条及び79条に基づき、適切に契約を締結すること。</p> <p>4. 平成29年度の計算書類における注記項目「7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し」の記載が誤っていた。本来であれば、国庫補助金等特別積立金の積立ての対象となった固定資産（“対象固定資産”）が売却又は廃棄されたことによって取崩された国庫補助金等特別積立金の金額を記載すべきところ、対象固定資産の減価償却により取崩された国庫補助金等特別積立金の金額を記載していた。今後は適切な金額を記載すること。【社会福祉法人会計基準 第29条第7項】</p>	<p>3. 指摘事項について、組織ガバナンスの観点から幹部会議でその内容を共有したうえで、全会計責任者に対して改めて経理規程を遵守するよう指導する。</p> <p>4. 注記項目「7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し」の記載内容について誤記があり、指摘事項のとおり平成30年度計算書類より、適切な金額を記載する。</p>
		<p>1. 評議員会の議事録に「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」を記載すること。【社会福祉法施行規則第2条の15第3項】</p> <p>2. 評議員会を招集する場合は、①評議員会の日時及び場所、②評議員会の目的である事項がある場合は当該事項、③評議員会の目的である事項に係る議案の概要について理事会の決議により定めることとされているが、議事録において決議の内容が確認できなかった。今後は適正に決議を行うとともに、その内容を議事録に記載すること。【社会福祉法第45条の9第10項で準用する一般法人法第181条】</p> <p>3. 理事会議事録において、書面による議決権の行使がなされている事例が見られた。平成28年改正社会福祉法の施行後は、書面議決の方法によることはできなくなったため、取扱いを是正すること。【指導監査ガイドライン1-6(1)】</p> <p>4. 理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出する際は、監事の過半数の同意を得ること。なお、その記録方法は、各監事ごとに作成した同意書や監事の連名による同意書の他、監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録（当該議案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印があるものに限る。）でも差支えないこと。【社会福祉法第43条第3項で準用する一般法人法第72条第1項】</p> <p>5. 理事長及び業務執行理事は、理事会において毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する必要があるが、その内容が議事録において確認できなかった。今後は適正に報告を行うとともに、その内容を議事録に記載すること。【社会福祉法第45条の16第3項】</p> <p>6. 理事会の決議には、決議に特別の利害関係を有する理事が加わることができないことから、理事会の決議に特別の利害関係を有している理事が加わっていないかについての確認を法人において行う必要があるが、実施されていなかったため、今後適正に実施すること。なお、当該理事会の議案について特別の利害関係を有する場合には、法人に申し出ることを定めた通知を発出した場合や、理事の職務の執行に関する法人の規程に、理事が理事会の決議事項と特別の利害関係を有する場合に届け出なければならないことを定めている場合は、個別の議案の議決の際に法人で改めてその確認を行う必要はない。また、決議に利害関係を有する理事がいない場合には、議事録への記載も不要であることを申し添える。【社会福祉法第45条の14第5項】【指導監査ガイドライン6(1)】</p>	<p>1. 次回評議員会より、議事録の作成にあたってはその作成者の氏名を記載する。</p> <p>2. 今後、評議員会を招集するにあたっては、理事会で決議のうえ議事録に記載する。</p> <p>3. 改正社会福祉法に則り、今後書面による決議は行わないこととする。</p> <p>4. 監事の選任に関する議案を評議員会に提出する際には、監事の過半数の同意を得たうえで、同意書を作成する。</p> <p>5. 理事長及び業務執行理事の職務執行の状況報告については、適宜実施し、その内容を議事録に記載する。</p> <p>6. 理事会の議案送付に際して、特別の利害関係を有する理事が加わっていないかの確認を行い、必要に応じて議事録へ記載する。</p>

平成30年度 指導監査結果

法人名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
(福) 南都栄寿会	実地監査	<p>7. 評議員会の決議には、決議に特別の利害関係を有する評議員が加わることができないことから、評議員会の決議に特別の利害関係を有している評議員が加わっていないかについての確認を法人において行う必要があるが、実施されていなかったため、今後適正に実施すること。なお、当該評議員会の議案について特別の利害関係を有する場合には、法人に申し出ることを定めた通知を发出した場合や、評議員の職務の執行に関する法人の規程に、評議員が評議員会の決議事項と特別の利害関係を有する場合に届け出なければならないことを定めている場合は、個別の議案の議決の際に法人で改めてその確認を行う必要はない。また、決議に利害関係を有する評議員がいない場合には、議事録への記載も不要であることを申し添える。【社会福祉法第45条の9第8項】【指導監査ガイドライン3(2)】</p>	<p>7. 評議員会の議案送付に際して、特別の利害関係を有する評議員が加わっていないかの確認を行い、必要に応じて議事録へ記載する。</p>
		<p>8. 役員の報酬に関する規程において、報酬の上限は定められているものの、月額基本報酬は「相応額」とされていた。「評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において決定するという規程(中略)は、どのような算定過程から具体的な報酬額が決定されるのかを第三者が理解することは困難であり、法人として説明責任を果たすことができないため、認められない」とされていることから、どのような過程を経てその額が算定されたか、法人として説明責任を果たすことができる基準を設定すること。【指導監査ガイドライン8(2)】</p>	<p>8. 役員報酬の算定については、算定根拠を作成し、評議員会においても議決しているため、議事録等に記載し、第三者に公開することで理解が得られるよう努める。</p>
		<p>9. 評議員の選任に当たっては、評議員候補者が欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、履歴書もしくは誓約書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行うこと。なお、法人の判断により官公署が発行する書類により確認を行うことも可能であること。【指導監査ガイドライン3(1)】</p>	<p>9. 評議員の委嘱にあたり、履歴書と併せて、欠格事由等に相当しない旨の誓約書の提出を求め、確認する。</p>
		<p>10. 理事の選任に当たっては、理事候補者が欠格事由に該当しないか、各理事と特殊の関係にあるものが上限を超えて含まれていないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、履歴書もしくは誓約書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行うこと。なお、法人の判断により官公署が発行する書類により確認を行うことも可能であること。【指導監査ガイドライン4(3)】</p>	<p>10. 理事の委嘱にあたり、履歴書と併せて、欠格事由等に相当しない旨の誓約書の提出を求め、確認する。</p>
		<p>11. 監事の選任に当たっては、欠格事由を有していないか、各役員と特殊の関係にある者が含まれていないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、履歴書もしくは誓約書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行うこと。なお、法人の判断により官公署が発行する書類により確認を行うことも可能であること。【指導監査ガイドライン5(2)】</p>	<p>11. 監事の委嘱にあたり、履歴書と併せて、欠格事由等に相当しない旨の誓約書の提出を求め、確認する。</p>
		<p>12. 職員給与・退職金規程第7条の規定に基づき賞与を支給する場合において、翌会計年度に支給する職員賞与のうち、支給対象期間が当会計年度に帰属する支給見込額は賞与引当金として負債に計上しなければならないが、平成29年度計算書類において、当該負債計上が漏れていた。平成30年度以降においては、10月1日から3月31日を算定期間とする賞与(翌年6月30日支給)につき、その支給見込額を賞与引当金として負債(貸借対照表)に計上するとともに同額を費用(事業活動計算書)に計上すること。【社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運営上の留意事項について 別紙18(2)】</p>	<p>12. 平成30年度以降、前年度10月1日から3月31日までを算定期間とする賞与支給見込額については、賞与引当金として負債計上するとともに、同額を費用計上する。</p>
		<p>13. 職員給与・退職金規程第8条の規定に基づけば、毎月21日から月末までの期間に対応する給与支払見込額については、未払費用として負債に計上しなければならないが、平成29年度計算書類において、当該負債計上が漏れていた。平成30年度以降においては、3月21日から3月31日までの期間に対応する支給見込額を未払費用として負債(貸借対照表)に計上するとともに同額を費用(事業活動計算書)に計上すること。なお、未払費用計上する給与額は、直近の給与支給実績額を用いて見積計算する方法でも差し支えないことを申し添える。【社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運営上の留意事項について 別添3】</p>	<p>13. 平成30年度以降、前年度3月21日から同年3月31日までを算定期間とする給与支給見込額については、未払費用として負債計上するとともに、同額を費用計上する。</p>

平成30年度 指導監査結果

法人名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
		<p>14. リース取引については、その契約内容に応じてファイナンスリース（資産計上できるリース）とオペレーティングリース（資産計上できないリース）に分類して会計処理を行わなければならないが、現在は全てのリース取引を資産に計上している。</p> <p>当会計年度中に、現在契約を締結しているリース取引について契約内容を見直し、ファイナンス・リースとしての要件を満たさないリース契約については、関連するリース資産及びリース負債を取り崩すとともに、今後新たに締結するリース契約についても同様の取扱いとすること。なお、当該判定の際には、別紙の参考資料を参照されたい。</p> <p>【社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運営上の留意事項について 別紙20(1)】</p>	<p>14. リース取引についての契約内容を確認し、基準に則った会計処理を行う。</p>
(福) 万葉福祉会	実地監査	無	
(福) 大和清泉会	実地監査	無	
(福) こまどり会	実地監査	無	
		<p>1. 評議員会を招集する場合は、評議員会の日時のほかに、場所、評議員会の目的である事項がある場合は当該事項、評議員会の目的である事項に係る議案の概要について理事会の決議により定めなければならない。開取りによると決議を得ているとのことであったが、理事会の議事録を確認したところ、前述の事項についての記載が確認できない事例があった。今後は、適正に決議を得るとともに、決議事項については正確に議事録に記載すること。【社会福祉法第45条の9第10項で準用する一般法人法第181条】</p>	<p>1. 評議員会を招集する場合は、理事会において、その日時、議案の概要等について、適正に決議を得て、正確に議事録に記載する。</p>
		<p>2. 評議員会の議事録に「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」が記載されていなかった。ついては、適正に記載すること。【社会福祉法施行規則第2条の15第3項】</p>	<p>2. 評議員会の議事録には、その作成を行った者の氏名を適正に記載する。</p>
		<p>3. 理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出する際は、監事の過半数の同意を得たことを記録しなければならないが、議事録等において過半数の同意を得たことが確認できなかった。ついては、監事による同意書を作成する又は議事録へ記載する等、適正に措置すること。【社会福祉法第43条第3項で準用する一般法人法第72条第1項】</p>	<p>3. 理事会での監事の選任議案については、監事による同意書の作成又は、議事録へ記載する等適正に措置する。</p>
		<p>4. 理事長は、理事会において毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上職務の執行状況について報告することとされているが、実施されていなかった。ついては、適正に実施すること。【社会福祉法第45条の16第3項】</p>	<p>4. 理事会において、職務の執行状況についての報告を適正に実施する。</p>
		<p>5. 理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準について、評議員会の承認を受けていなかった。次回の評議員会に諮り、承認を受けること。【社会福祉法第45条の35第2項】</p>	<p>5. 報酬等の支給基準について、評議員会に諮り、承認を受ける。</p>
		<p>6. 役員及び評議員の選任手続において、候補者に対して欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員（監事については各役員のみ）と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか、暴力団員等の反社会的勢力に属する者でないかを法人として確認している資料がなかった。ついては、履歴書、宣誓書等により確認すること。本市に改善報告書を提出する際には、役員及び評議員から提出を受けた誓約書の写しを添付すること。【指導監査ガイドラインI-3(1)の2(評議員)】【指導監査ガイドラインI-4(3)の1(理事)】【指導監査ガイドラインI-5(2)の2】【前回指摘事項】</p>	<p>6. 役員及び評議員の選任において、欠格事由等に該当しないかその他について、履歴書等により、適正であり支障ないことを確認した。</p>
(福) 大和まほろば会	実地監査	<p>7. 定款の内容、役員等報酬基準、役員等名簿が、法人ホームページで公表されていなかった。ついては、適正に公表すること。【社会福祉法第59条の2第1項】</p>	<p>7. 現在、掲載について依頼中で、2月中旬に掲載する。</p>
		<p>8. 定款変更について平成30年6月24日に評議員会の決議が成立しているにもかかわらず、所轄庁の認可を受ける手続が行われていなかった。至急、定款変更認可申請を行うこと。【指導監査ガイドラインI-1の2】</p>	<p>8. 定款の変更について、所管庁（奈良市）の認可申請を2月19日に行った。</p>

平成30年度 指導監査結果

法人名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
		<p>9. 第三者委員の氏名・連絡先が周知されていなかった。については、施設内への掲示等により適正に周知すること。【社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（平成12年6月7日障第452号ほか）】【前回指摘事項】</p> <p>10. 苦情の解決結果が公表されていなかった。個人情報に関するものを除き、インターネットを活用した方法のほか、「事業報告書」や「広報誌」等実績を掲載し、公表すること。【社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（平成12年6月7日障第452号ほか）】【前回指摘事項】</p> <p>11. 計算書類を確認したところ、会計区分として本部サービス区分を設けていなかった。今後は経理規程第6条に基づき、本部サービス区分を設け、法人全体にかかる収支及び損益（寄付金収入、理事会運営費など）については、他のサービス区分と分けて会計処理を行うこと。【社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について 別紙6】</p> <p>12. 平成29年度の計算書類において、注記及び附属明細書の記載が誤っている項目若しくは未更新となっている項目が多数見受けられたため、再度内容を確認し、適正に記載すること。また、所轄庁へ提出すべき附属明細書のうち、一部の書類につき提出が漏れているものがあつたため、速やかに提出すること。【指導監査ガイドラインⅢ-3（5）の1及び2】【社会福祉法第59条】</p> <p>13. 寄付金品の受入について、経理規程第25条に規定する「寄付申込書」を寄付者から受けていない。寄付金品の受入については、寄付者、寄付金額及び寄付の目的などを明らかにし、強要等の疑惑を招くことのないよう、その透明性を確保する必要があることから、「寄付申込書」を受け取ること。【社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について 別紙9】</p>	<p>9. 施設内へ掲示した。</p> <p>10. 苦情解決結果については、平成30年度から事業報告書に掲載する。</p> <p>11. 旧会計基準採用時の奈良市の監査において、本部の経理区分に資金が滞留していたため、これらの収益・費用は特養で処理してはどうか、とご意見をいただいたことから、新会計基準導入後も誤って同様の処理を行っていた。今後は新経理規定に従って本部サービス区分に計上する。</p> <p>12. 注記や付属明細書の作成は専門家である顧問税理士に作成依頼を行っていたため、監事を含めて確認作業が手薄になっていた。今後は同様のことが生じないよう顧問税理士や監事、事務局が一体となって、二重三重にチェックを行う体制を構築する。なお、提出漏れの書類については提出済。</p> <p>13. 寄付申込書を整備して、寄付金品の受入れについては、寄付申込書を受ける。</p>
(福) 奈良YMC A	実地監査	<p>1. 現実に開催された評議員会の議事録に「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」が記載されていなかった。については、適正に記載すること。【社会福祉法施行規則第2条の15第3項】</p> <p>2. 理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出する際は、監事の過半数の同意を得たことを記録しなければならないが、議事録等において過半数の同意を得たことが確認できなかった。については、監事による同意書を作成する又は議事録へ記載する等、適正に措置すること。【社会福祉法第43条第3項で準用する一般法人法第72条第1項】</p> <p>3. 役員及び評議員の選任手続において、候補者に対して、各評議員又は各役員（監事については各役員のみ）と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか、暴力団員等の反社会的勢力に属する者でないかを法人として確認している資料がなかった。については、履歴書、宣誓書等により確認すること。本市に改善報告書を提出する際には、役員及び評議員から提出を受けた誓約書の写しを添付すること。【指導監査ガイドラインⅠ-3（1）-2（評議員）】【指導監査ガイドラインⅠ-4（3）-1（理事）】【指導監査ガイドラインⅠ-5（2）-2（監事）】</p> <p>4. 園舎として利用されている、奈良市秋篠新町339番地1、338番地1所在の建物について、基本財産として定款に記載されていなかった。評議員会の決議を得て、奈良市に対し適正に定款変更の手続を行うこと。【指導監査ガイドラインⅢ-2（1）-1】</p> <p>5. 定款に記載されている、理事長が専決する「日常の業務として理事会が定めるもの」等、理事会の権限の理事への委任については、定款細則に定める等その範囲を理事会の決定において明確に定めること。【指導監査ガイドラインⅠ-6（1）-3】</p> <p>6. 会計サービス区分として法人本部区分を設定しているが、当該区分に計上されるべき本部費（理事会運営費、外部顧問料など）が、他のサービス区分に混在して計上されているため、法人本部収支状況が不明瞭な状態になっている。今後は各保育園に直接帰属しない収支は、本部サービス区分に計上し、他のサービス区分と明確に分けて会計処理を行うこと。【社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について別紙】</p>	<p>1. 指摘の「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」が記載されていなかった議事録については適正に追記した。また、今後は適正記載する。</p> <p>2. 指摘の件については、事前に監事の同意を得たうえで議案提出を行っているが、議事録への記載を怠っていた。今後は指導の通り適正に行う。</p> <p>3. 暴力団員等の反社会的勢力に属する者でないかについて確認する資料の提出を受けていなかった。今回改めて、役員及び評議員の全員に「暴力団員等の反社会的勢力に属する者でない」と確認する宣誓書の提出を受けた。</p> <p>4. 指摘の事項について、臨時理事会（11月21日）の承認と臨時評議員会（12月3日）の決議を経て12月13日に奈良市へ定款変更届出書の手続きを行った。</p> <p>5. 指摘の事項について、理事長等の専決事項を明確に定めることを勘案した定款施行細則の改定案を平成31年3月開催の定例理事会に提案する。</p> <p>6. 指摘の事項に従い、今後適正に改善していく。</p>
		<p>1 現実に開催された評議員会の議事録に「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」が記載されていなかった。については、適正に記載すること。【社会福祉法施行規則第2条の15第3項】</p>	<p>1. 評議員会議事録に、議事録作成者名を追記した。</p>

平成30年度 指導監査結果

法人名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
(福)奈良愛の園福祉会	実地監査	2 理事会において決議の省略を行っていたが、同意書に議案として記載されていない、すなわち理事が書面により同意の意思表示をしていない事項が、「理事会の決議があったものとみなされた事項の内容」として議事録に記載されていた。今後は、同意の意思表示が確認できる書面又は電磁的記録がある場合のみ、理事会の決議があったものとみなして議事録へ記載すること。【社会福祉法第45条の14第9項で準用する一般法人法第96条】	2. 今後は同意の意思表示を書面又は電磁的記録に残し、議事録に記載する。
		3 理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出する際は、監事の過半数の同意を得たことを記録しなければならないが、議事録等において過半数の同意を得たことが確認できなかった。ついでには、監事による同意書を作成する又は議事録へ記載する等、適正に措置すること。【社会福祉法第43条第3項で準用する一般法人法第72条第1項】	3. 今後、監事選任に関する議案を評議員会に提出する際は、監事の過半数の同意を得たことを議事録に記載する。
		4 役員及び評議員の選任手続において、候補者に対して、各評議員又は各役員（監事については各役員のみ）と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか、暴力団員等の反社会的勢力に属する者でないかを法人として確認している資料がなかった。ついでには、履歴書、宣誓書等により確認すること。本市に改善報告書を提出する際には、役員及び評議員から提出を受けた誓約書の写しを添付すること。【指導監査ガイドラインⅠ-3（1）2（評議員）】【指導監査ガイドラインⅠ-4（3）1（理事）】【指導監査ガイドラインⅠ-5（2）2（監事）】	4. 左記書類を添付した。
(福)ならやま会	実地監査	1. 評議員会の議事録に「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」が記載されていなかった。ついでには、適正に記載すること。【社会福祉法施行規則第2条の15第3項】	1. 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を掲載する。
		2. 理事会の議事録については、定款により出席した理事長及び監事の記名押印が必要とされているが、議事録を確認したところ、議長及び議事録署名人2名が署名捺印していた。今後は、社会福祉法及び定款の規定に則り、出席した理事長及び監事が議事録に記名押印すること。【社会福祉法第45条の14第6項】【定款第28条第2項】	2. 社会福祉法及び定款の規定に則り、出席した理事長及び監事が議事録に記名する。
		3. 理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出する際は、監事の過半数の同意を得たことを記録しなければならないが、議事録等において過半数の同意を得たことが確認できなかった。ついでには、監事による同意書を作成する又は議事録へ記載することにより適正に措置すること。【社会福祉法第43条第3項で準用する一般法人法第72条第1項】	3. 今後は議事録へ記載する。
		4. 理事長は、理事会において毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上職務の執行状況について報告することとされている。当法人においては、月2回開催される経営会議において報告されているとのことであったが、理事会においても適正に実施し、議事録に記載すること。【社会福祉法第45条の16第3項】	4. 理事会において毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上職務の執行状況について理事長が報告し、議事録に記載する。
		5. 定款に記載されている「老人デイサービス事業の経営」について、当該事業が実施されていない。今後実施見込みがない場合は、定款より削除し、奈良市に対して定款変更の手続を行うこと。【指導監査ガイドラインⅡ-1-1】	5. 「老人デイサービス事業」について実施の方向で検討する。
		6. 監事の全員が欠席した理事会が2回続いて開催されていた。監事は、理事の職務の執行を監査する役割を有しており、理事会への出席義務を負っていることから、やむを得ない事情がある場合を除き、出席できるよう日程調整を行うこと。【指導監査ガイドラインⅠ-5（3）-1】	6. 監事が理事会に出席できるよう、理事会の日程を調整する。
		7. 平成29年6月1日付で、監事1名に対し5万円の支払が行われていた。費目は交通費であるとのことであったが、役員等報酬規程において支給の根拠が確認できなかった。実費弁償として交通費を支払う若しくは報酬として支払う等、今後の運用を検討し、役員等報酬規程に支給の根拠となる規定を設けること。【指導監査ガイドラインⅠ-8（3）-1】	7. 役員等報酬規程に則り運用を行う。
		8. 平成29年度において、1億円の現金預金をその他の固定資産に振替えているが、実態は銀行口座間の資金移動であり、積立資産としての性格は有しない。当該1億円については、現金預金として流動資産に振戻すこと。	8. 当該1億円については現金預金として流動資産に振り戻した。
		9. 平成29年度計算書類において、現金預金がマイナス残高となっている拠点が複数存在しており、拠点会計区分ごとの適切な現金預金管理ができていない。拠点会計区分ごとの現金預金残高を明確にし、マイナス残高の状態を解消すること。	9. 拠点会計区分ごとの現金預金残高を明確にし、マイナス残高の状態を解消した。

平成30年度 指導監査結果

法人名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
		10.平成29年度計算書類において、流動負債として計上すべき賞与引当金及び一年以内返済予定借入金が漏れていたため、次期以降は適切に処理を行うこと。	10. 賞与引当金、1年以内返済予定借入金について次期以降は適切に処理する。
(福) 平城福社会	実地監査	1. 評議員（1名を除く）の選任手続において、各評議員又は各役員と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか、暴力団員等の反社会的勢力に属する者でないかを法人として確認している資料がなかった。については、履歴書、誓約書等により確認すること。本市に改善報告書を提出する際には、評議員から提出を受けた誓約書等の写しを添付すること。【指導監査ガイドラインⅠ-3（1）の2（評議員）】	1. 法人として確認し、写しを添付した。
		2. 役員（理事1名を除く。）の選任手続において、欠格事由に該当していないか、各役員（理事については各理事のみ）と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか、暴力団員等の反社会的勢力に属する者でないかを法人として確認している資料がなかった。については、履歴書、誓約書等により確認すること。本市に改善報告書を提出する際には、役員から提出を受けた誓約書等の写しを添付すること。【指導監査ガイドラインⅠ-4（3）の1（理事）】【指導監査ガイドラインⅠ-5（2）の2（監事）】	2. 法人として確認し、写しを添付した。
		3. 役員等報酬基準が、法人ホームページで公表されていなかった。については、適正に公表すること。【社会福祉法第59条の2第1項】	3. 公表した。
(福) 健仁会	実地監査	1. 評議員会の議事録に「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」が記載されていなかった。については、適正に記載すること。【社会福祉法施行規則第2条の15第3項】	1. 今後は、適正に記載する。
		2. 理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出する際は、監事の過半数の同意を得たことを記録しなければならないが、議事録等において過半数の同意を得たことが確認できなかった。については、監事による同意書を作成する又は議事録へ記載することにより適正に措置すること。【社会福祉法第43条第3項で準用する一般法人法第72条第1項】	2. 今後は、監事による同意書を作成する又は議事録へ記載することにより適正に措置する。
		3. 法人定款第23条において、「施設の長他の重要な職員」は理事会において選任するとされているが、西ノ京みどりの園保育園の施設長が理事会において選任されていなかった。今後は、定款に則って適正に選任すること。【指導監査ガイドラインⅢの1の1】	3. 今後は、定款に則って適正に選任する。
		4. 役員及び評議員の選任手続において、各評議員又は各役員が暴力団員等の反社会的勢力に属する者でないかを法人として確認している資料がなかった。については、履歴書、誓約書等により確認すること。【指導監査ガイドラインⅠ-3（1）の2（評議員）】【指導監査ガイドラインⅠ-4（3）の1（理事）】【指導監査ガイドラインⅠ-5（2）の2（監事）】	4. 今後は、履歴書、誓約書等により確認する。
		5. 平成29年度計算書類において、未払費用、未収金及び賞与引当金の計上が漏れていた。決算日までに発生した収益及び費用については、入出金の時期に関係なく、漏れなく計上すること。	5. 平成30年度計算書類においては、指摘事項について適切に計上する。
		6. 平成29年度計算書類における注記及び附属明細書について、以下の項目に係る誤りが確認されているため、次期以降適切に処理を行うこと。 （1）注記「8. 担保に供している資産」の記載内容 （2）注記「9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」の記載内容 （3）附属明細書「別紙3③補助金事業等収益明細書」「別紙3⑥基本金明細書」「別紙3⑦国庫補助金等特別積立金明細書」における拠点別金額の記載漏れ （4）附属明細書「別紙3⑧基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書」における資産残高と貸借対照表における資産残高の不一致	6. 次期以降、指摘事項について適切に処理を行う。